

雲仙市地域産業再起支援事業補助金 実施要領

【趣旨】

本事業では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業者が、営業の継続または再開に向けて感染症拡大防止対策を導入するための支援、若しくは家賃・地代等の負担を軽減するための支援として、市は、予算の定めるところにより、雲仙市地域産業再起支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものである。その交付については、雲仙市補助金等交付規則（平成17年雲仙市規則第42号。以下「規則」という。）、その他の法令等の定めによるほか、雲仙市地域産業再起支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及びこの実施要領の定めるところによる。

【補助対象者】

以下のすべての項目に該当する者

- ① 中小企業者等であり、申請日時点で市内に住所または事業所を有する個人事業主または法人等（主業が農林漁業者は除くが、店舗等において消費者と接する機会の多い業態は対象とする）。

※令和2年4月1日以降に市内に転入または市内にて創業等を行った事業者においては、転入日又は開業日以降から実施した事業を対象とします。

- ②-1 申請日時点で、市内に住所を有する個人事業主又は主たる事業所を有する法人等においては、令和元年12月末日までに納期限が到来した雲仙市税（国保税を含む。以下同じ。）の滞納がない者（市内に転入又は設立若しくは設置直後で雲仙市税が課税されていない場合において、前住所地又は本社等の所在地の市区町村税（国保税を含む。以下同じ。）の滞納がない者）

- ②-2 申請日時点で、市外に住所を有する個人事業主又は主たる事業所を有する法人等においては、住所地の市区町村税の滞納がない者

- ③ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体等でない者

【補助対象となる取組内容、補助金額、提出書類等】

- | | |
|---------------------------------|-------|
| I. <<早期回復に向けた取組>> | … 別表1 |
| II. <<早期回復に向けた取組の補助対象経費（例）>> | … 別表2 |
| III. <<事業を継続するための取組（賃料補助）>> | … 別表3 |
| IV. <<事業を継続するための取組（バス等整備費用補助）>> | … 別表4 |
| V. <<提出書類一覧表>> | … 別表5 |

【申請受付期間】

令和2年9月1日（火）から令和3年3月25日（木）まで

【申請方法】

○提出書類を揃えて下記提出先へ提出

提出先 ※原則、次の宛先へ郵送にて提出すること。

〒859-1107
雲仙市吾妻町牛口名714番地
雲仙市観光商工部商工労政課 宛

【補助事業の流れ】

- ①取組（事業）終了後、補助金交付申請書兼実績報告書に必要書類を添付して提出（事業者⇒市）
- ②交付決定及び補助金額の確定通知（市⇒事業者）
- ③補助金の支払い（市⇒事業者）

【その他】

- 補助金交付の目的に従って、誠実に補助事業を行ってください。
- 補助金は、予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合にも希望された金額の全てに応じられない場合があります。
- 補助金の支払いは、取組（事業）終了後の支払いです。
- 事業終了後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本補助金の支給決定を取り消すと同時に、期限を定めて返金を指示します。
- 本補助金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、取組に係る実施状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- 本申請に係る書類一式については、事業終了後5年間は保管してください。

【お問合せ先】

雲仙市観光商工部商工労政課
電話番号0957-38-3111

I. ≪早期回復に向けた取組≫

対象経費	<p>次の①、②を満たし、感染症拡大防止対策の取組に要する経費（対象経費の例については別表 2 参照）</p> <p>① 感染症拡大を防止するために要する消耗品等購入費、備品・機械装置等購入費、資料購入費、広告宣伝費、外注費、等</p> <p>② <u>令和 2 年 8 月 15 日以降に着手（契約・発注）した取組に必要な経費（税抜）で、令和 2 年 8 月 15 日から令和 3 年 3 月 25 日までに請求・支払行為が完了したものの。</u></p> <p>※長崎県が実施する「新しい生活様式対応支援補助金」等、他の補助金を受給（受給予定も含む）する場合は、<u>その補助金額を控除した金額が対象経費</u>となります。</p>
補助率	5 分の 4 以内
補助金限度額	20 万円（千円未満切り捨て）
補助金算出方法	<p>A. 申請した事業において、他の補助金を受給（受給予定も含む）する場合</p> <p>・ <u>(対象経費 - 他の補助金額) × 4/5</u></p> <p>B. 申請した事業において、他の補助金を受給しない場合</p> <p>・ <u>対象経費 × 4/5</u></p>
申請上限回数	<p>1 回限り</p> <p>※早期回復に向けた取組：20 万円、事業を継続するための取組：20 万円、<u>それぞれの取組に 1 回ずつ申請可能です（最大 40 万円）</u></p>
その他	

II. ≪早期回復に向けた取組の補助対象経費（例）≫

R2.9.1時点

対象となるもの（例示）

(1) 物品関係
マスク、ゴーグル、フェイスシールド
消毒用アルコール
次亜塩素酸水（及び生成給水機）
非接触型体温計
清掃用クロス・ウェス
ゴム手袋
ペーパータオル
出前機
キャッシュレス機器、セルフレジ
空気清浄機、換気扇、サーキュレーター、扇風機
エアコン（ウィルス除去機能もしくは換気機能付）の設置・購入費
アルコール消毒液ポンプスタンド
消毒設備（除菌剤の噴霧装置、オゾン発生装置、紫外線照射機等）の購入
サーモカメラ
コイントレー
除菌剤
使い捨てスリッパ
テイクアウト・デリバリー用物品（容器、箸、おしぼり、コップ、紙トング、保温バッグ・クーラーボックス等）
デリバリー啓発用ののぼり、ちらし
新しい生活様式（咳エチケット等）をお知らせするためのポスター等作成
(2) 改修・修繕関係
アクリル板・ビニールカーテン・防護スクリーン設置
固定席の間引き、客席間仕切り板の設置
社会的距離（ソーシャルディスタンス）を保つための床サイン施工費
デリバリー専用カウンター設置工事
自動ドアの導入
非接触型自動水栓（蛇口）設置
(3) その他
換気扇クリーニング
店舗の消毒作業に要する経費
宅配業務の委託料
ネット販売・予約システムの構築
スマートフォンによる受付システム構築
HP製作・開設費（ソフトの購入も含む）
* テイクアウトやデリバリーを始めるためのwebサイト作成等

* 設置費（施工費）、送料も含まれます。

対象とならないもの（例示）

(1) 物品関係
食材などの材料費
汎用性があり目的外で使用可能なもの（車両、バイク、自転車、スマートフォン、ハードディスク、サーバーの購入等） ※ただし、デリバリーにて必要なバイク等は対象とする。
事務用消耗品の購入代金
(2) 改修・修繕関係
事業所の改修費、リフォーム費用
既存設備の劣化不良による修繕費用* 感染防止対策のための費用は除く
(3) その他
既に導入済みの設備の清掃費* 換気扇は除く
人件費、交際費、飲食費等
業ではない事業者に発注した費用
経費の支払いの際の振込手数料
安全祈禱やお祓いに係る費用
公租公課（消費税含む）等

Ⅲ. ≪事業を継続するための取組（賃料補助）≫

対象経費	<p>次の①及び②を満たす経費</p> <p>①令和2年3月31日時点及び申請日時点で有効な賃貸借契約があること。 (※ただし、対象外となる取引(契約)もあります。対象外となる取引(契約)は「その他」⇒「①」を参照ください。)</p> <p>②令和2年4月1日以降で既に支払った賃料(税抜)。</p>
補助率	5分の4以内
補助金限度額	<p>20万円(千円未満切り捨て)</p> <p>※「事業を継続するための取組」全体(賃料補助+バス等整備費用の合計額)での上限が20万円です。申請時にはご注意ください。</p>
補助金算出方法	<p>A. 国が実施する「家賃支援給付金」等、他の補助金を受給(受給予定も含む)する場合</p> <p>・ $\frac{(\text{賃料} \times \text{月数}(\ast) - \text{他の補助金額}) \times 4/5}{\ast \text{令和2年4月1日以降で既に賃料を支払った月数}}$</p> <p>⇒補助金額は、本補助金と他の補助金(家賃支援給付金等)の合計が賃料の6倍以内となる金額、又は20万円のいずれか少ない方の額となります。 (※算出例は「その他」⇒「②」を参照ください。)</p> <p>B. 国が実施する「家賃支援給付金」等、他の補助金を受給しない場合</p> <p>・ $\frac{\text{賃料} \times \text{月数}(\ast) \times 4/5}{\ast \text{令和2年4月1日以降で既に賃料を支払った月数}}$</p>
申請上限回数	<p>1回限り</p> <p>※早期回復に向けた取組:20万円、事業を継続するための取組:20万円、<u>それぞれの取組に1回ずつ申請可能です(最大40万円)</u></p>
その他	<p>①【賃料補助の対象外となる取引(契約)】</p> <p>A 転貸(又貸し)を目的とした取引 B 賃貸借契約の賃貸人と賃借人が実質的に同じ人物の取引 C 賃貸借契約の賃貸人と賃借人が配偶者または一親等以内の取引等</p>

②【「補助金算出方法」のAの場合の補助金算出（例）】

賃料が月額3万円で、家賃支援給付金を12万円（月額×6か月×2/3で算出）受給しており、4月～11月（8か月分）まで支払い済の場合

(1)【補助金額算出】

⇒ $(3 \text{万円} \times 8 \text{か月} - 12 \text{万円}) \times 4/5 = 9 \text{万} 6 \text{千円} \dots (\text{ア})$

(2)【補助金額+家賃支援給付金額】

⇒ $9 \text{万} 6 \text{千円}(\text{ア}) + 12 \text{万円} = 21 \text{万} 6 \text{千円} \dots (\text{イ})$

(3)【賃料×6か月】

⇒ $3 \text{万円} \times 6 \text{か月} = 18 \text{万円} \dots (\text{ウ})$

○上記場合、「(イ) > (ウ)」となり、(ウ)の金額が上限額となるため、差額の6万円（18万円-12万円）が今回の申請金額となります。

IV. ≪事業を継続するための取組（バス等整備費用補助）≫

対象経費	<p>次の①及び②を満たす経費</p> <p>① 自らの事業で使用するバス等（11人乗り以上のもの）の定期的な整備費用 ⇒車検、定期点検、又はこれに伴う修繕費等（事故等に伴う突発的な修繕費は除く）</p> <p>② <u>令和2年4月1日以降に着手（契約・発注）した取組に必要な経費（税抜）で、令和2年4月1日から令和3年3月25日までに請求・支払行為が完了したもの</u></p> <p>※国等が実施する他の補助金を受給（受給予定も含む）する場合は、<u>その補助金額を控除した金額が対象経費</u>となります。</p>
補助率	5分の4以内
補助金限度額	<p>20万円（千円未満切り捨て）</p> <p>※「事業を継続するための取組」全体（賃料補助+バス等整備費用の合計額）での上限が20万円です。申請時にはご注意ください。</p>
補助金算出方法	<p>A. 申請した事業において、他の補助金を受給（受給予定も含む）する場合</p> <p>・ <u>(対象経費 - 他の補助金額) × 4/5</u></p> <p>B. 申請した事業において、他の補助金を受給しない場合</p> <p>・ <u>対象経費 × 4/5</u></p>
申請上限回数	<p>1回限り</p> <p>※早期回復に向けた取組：20万円、事業を継続するための取組：<u>20万円、それぞれの取組に1回ずつ申請可能です（最大40万円）</u></p>
その他	

V. ≪提出書類一覧表≫

I. 早期回復	II. 賃料	III. バス等整備	提出書類等
○			補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
	○	○	補助金交付申請書兼実績報告書（様式第2号）
○			取組に要した経費の領収書・レシートの写し ⇒支払日、品名、金額（税抜）、商品等の内訳が分かるもの
	○		賃貸借契約書の写し（賃料補助の場合） ⇒契約日、契約期間、契約者名（賃貸人と賃借人の双方）、契約金額が分かるもの
		○	請求書等の写し（バス等整備費用の場合）
	○	○	支払実績を証する書類 ⇒賃料補助：領収書、引落し口座の写し 等 ⇒バス等整備費補助：領収書、レシートの写し 等
○	○	○	誓約書及び同意書（様式第3号）
○	○	○	振込先口座の通帳の写し ⇒通帳の表紙及び通帳を開いた1・2ページの両方
○	○	○	営業活動を証する書類 （法人の場合）※次のいずれか ・直近の申告書第1表の控えの写し ・履歴事項全部証明書 等 （個人事業主の場合）※次のいずれか ・2019年分の確定申告書第1表の写し ・営業許可書 ・開業届 等
○	○	○	本人確認書類（個人事業主の場合）
○	○	○	前住所地の滞納がない証明書（転入直後で令和元年12月末時点の雲仙市税の課税がない個人事業主又は法人の場合）
○	○	○	住所地の滞納がない証明書（市外に住所を有する個人事業主又は法人の場合）
○	○	○	事業所の有無が確認できる書類（法人又は市外に住所を有する個人事業主の場合）

雲仙市長 様

(申請者) 住所 雲仙市吾妻町牛口名714
 事業所所在地 雲仙市吾妻町牛口名714
 会社名(屋号) 株式会社雲仙〇〇商事
 代表者役職 代表取締役
 氏名 雲仙 太郎
 (代表者生年月日: T・S・H △年△月△日)



雲仙市地域産業再起支援事業補助金交付申請書兼実績報告書
 (早期回復に向けた取組)

雲仙市地域産業再起支援事業補助金を交付されるよう、雲仙市地域産業再起支援事業補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記 十万の位から千の位までの数字を記載

1. 交付申請金額

112,000 円

2. 申請者情報

		従業員数	5人	資本金※1	1,000,000円
振込先	〇〇	銀行 金庫・組合 農協・漁協	△△	本店・支店 出張所 本所・支所	
	預金種類	普通・当座			
	口座番号	1234567			
	(フリガナ) 口座名義	カブシキガイシャ ウンゼンマルマルショウジ 株式会社雲仙〇〇商事			
連絡先	役職・氏名	経理 雲仙 次郎			
	メールアドレス	unzen@co.jp			
	電話番号	0957-〇〇-〇〇〇〇			

※資本金は、法人のみ記載

※銀行名を記入し、「銀行・金庫・組合・農協

※店舗名を記入し、「本店・支店・出張所・本所・支

※預金種別は、普通・当座どちらかに○を記入

※書類の不備等があった場合に、ご連絡する
 場合がございます。記入漏れがあると、確認
 の連絡ができませんので、ご注意ください。

○取組に要した経費の領収書・レシートの写し添付台紙

添 付 欄

※領収書・レシートを添付すること。

※領収書・レシートは、支払日、品名、金額（税抜き）、商品の内訳等が分かることを確認すること。

（エアコンの場合は、メーカー・型番が分かるもの）

領収書		令和2年8月15日
株式会社雲仙〇〇商事 御中		
¥ 1 1 , 0 0 0 -		
但し、消毒液購入代金として、上記の通り領収しました		
内訳		長崎県 △△ 印
税抜金額	10,000 円	〇〇 〇〇

(株) 〇〇 商店	
令和2年8月25日	
マスク	10,000 円
パーテーション	120,000 円
<hr/>	
小計	130,000 円
消費税	13,000 円
<hr/>	
	143,000 円

※全てこの欄に添付できない場合は別添付でも構いません

雲仙市長 様

(申請者) 住 所 雲仙市吾妻町牛口名714
 事業所所在地 雲仙市吾妻町牛口名714
 会社名(屋号) 株式会社 雲仙〇〇商事
 代表者役職 代表取締役
 氏名 雲仙 太郎 代表
者印
 (代表者生年月日: T・S・H △年△月△日)

雲仙市地域産業再起支援事業補助金交付申請書兼実績報告書 (事業を継続するための取組)

雲仙市地域産業再起支援事業補助金を交付されるよう、雲仙市地域産業再起支援事業補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記 十万の位から千の位までの数字を記載

1. 交付申請金額

1 8 4 , 0 0 0 円

2. 申請者情報

	従業員数	5人	資本金※1	1,000,000円
振込先	〇〇	銀行 金庫・組合 農協・漁協	△△△	本店・支店 出張所 本所・支所
	預金種類	普通・当座		
	口座番号	1234567		
	口座名義 (フリガナ)	カブシキガイシャウンゼンマルマルショウジ 株式会社雲仙〇〇商事		
連絡先	役職・氏名	経理 雲仙 次郎		
	メールアドレス	unzen@.co.jp		
	電話番号	0957-00-0000		

※資本金は、法人のみ記載

※銀行名を記入し、「銀行・金庫・組合・農協・漁協」を記入

※店舗名を記入し、「本店・支店・出張所・本所・支所」を記入

※預金種別は、普通・当座どちらかに○を記入

※書類の不備等があった場合に、ご連絡する場合がございます。記入漏れがあると、確認の連絡ができませんので、ご注意ください。

3. 補助金額算定表

(A) 賃料補助の場合

物件所在地	①〒859-1107 雲仙市吾妻町牛口名〇〇〇	家賃支援給付金の支給無し、1か月分で計算した場合 $150,000 \text{ 円} \times 1 \text{ か月} \times 4/5 = 120,000 \text{ 円}$
	②〒854-0302 雲仙市愛野町乙〇〇〇〇	
	③〒	
賃料月額 (ア)	① 50,000 円 (税抜額)	①、②、③の合計額 150,000 円
	② 100,000 円 (税抜額)	
	③ 円 (税抜額)	
算定額(a)	120,000 円	
※計算方法 ①家賃支援給付金等の他の補助金を申請している又は申請予定の場合 $(\text{ア}) \times \text{月数} - \text{国等の補助金} \times 4/5$ ※上限額：国等の補助金 + 本補助金の合計額 ≤ 賃料 × 6 箇月となる金額又は 200 千円のうち、いずれか少ない方の額 ②家賃支援給付金等の他の補助金の対象とならない場合 $(\text{ア}) \times \text{月数} \times 4/5$		

(B) バス等整備費用補助の場合

整備に要した金額 (イ)	80,000 円 (税抜額)
※複数ある場合は合計金額を記載	
算定額(b)	64,000 円
※計算方法 … (イ) × 4/5	

(A) + (B) 補助金交付申請額

補助金交付申請額 (a) + (b)	184,000 円
※(a)+(b)の額、または 20 万円のうち、少ない方の額 (千円未満切り捨て)	

同じ金額を前ページの「1.交付申請金額」欄に記載する

4. 添付書類

- ・ 賃貸契約書の写し (賃料補助の場合)
- ・ 請求書等の写し (バス等整備費用補助の場合)
- ・ 支払実績を証する書類 (通帳の写し、領収証の写し等)
- ・ 誓約書及び同意書 (様式第3号)
- ・ 振込口座の通帳の写し (表紙見開き1枚目の写し)
- ・ 営業活動を証する書類の写し
- ・ 本人確認書類の写し (個人事業主の場合のみ)
- ・ 前住所地の市区町村税 (国保税を含む。) の滞納がない証明書 (転入直後で雲仙市税の課税がない場合)
- ・ 事業所が市内にあることを確認できる書類 (法人又は市外に住所を有する個人事業主の場合)

誓約書及び同意書

雲仙市地域産業再起支援事業補助金の交付を申請するにあたり、以下のとおり誓約及び同意します。

1. 申請要件を全て満たしています。
2. 申請書類に記載された内容に虚偽が判明した場合は、補助金を返還します。
3. 早期回復に向けた取組及び事業を継続する取組（バス等整備費用補助に係る部分）において、国、県、市区町村又はその他団体（以下「国等」という。）が助成（国等から受けた補助金等により、国等以外の機関が実施する助成を含む。）する他の制度（補助金、委託費）を活用している場合は、交付を受けたその助成額を、申請する事業における補助対象経費から控除し、申請しています。
4. 早期回復に向けた取組及び事業を継続する取組（バス等整備費用補助に係る部分）において、交付決定を受けた後、当該事業において、国等が助成（国等から受けた補助金等により、国等以外の機関が実施する助成を含む。）する他の制度（補助金、委託費）を活用する場合は、その対象経費から本補助金額を控除して申請することを誓約します。
5. 事業を継続する取組（賃料補助に係る部分）において、国等による家賃支援給付金等を受給している場合及び今後受給予定である場合は、家賃支援給付金等と雲仙市地域産業再起支援事業補助金（賃料補助にかかる部分）の合計額が、家賃及び地代の6か月分の額を超えていません。
6. 雲仙市から検査、報告又は是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
7. 業種にかかる営業に必要な許可等をすべて有しています。
8. 事業を継続する意思を有しています。
9. 令和元年12月末日までに納期限が到来した雲仙市税（国保税を含む。）について滞納がなく、本補助金の交付のために、市長が市税関係情報の記録を調査することに同意します。
10. 雲仙市暴力団排除条例（平成24年雲仙市条例第18号）第2条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員と密接な関係を有しないことを誓約し、その事実を確認するため、市長が長崎県警察本部に照会することに同意します。

（休業中の場合）

11. 新型コロナウイルス感染症の影響にて、現在休業中ですが、令和3年3月末までには事業を再開いたします。

雲仙市長 様

令和2年9月15日

（申請者）〒859-1107

住所 雲仙市吾妻町牛口名714
事業所所在地 雲仙市吾妻町牛口名714
会社名（屋号） 株式会社雲仙〇〇商事
代表者役職 代表取締役
氏名 雲仙 太郎
（代表者生年月日 S△年 △月 △日）

代表
者印

印